

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2019.5 No. 333

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 軽減税率対策補助金の期限が迫ってきました！
- II. 資金繰りの秘訣について
- III. 中小企業のためのオススメ助成金

[今月のトピックス]

- ・金融庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 経営セミナーのご案内

I. 軽減税率対策補助金の期限が迫ってきました！

——消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金について——

本年10月1日の消費税率10%の引上げに伴い軽減税率8%が導入されて、消費税率は複数税率制度になります。この制度で飲食料品を扱う事業者では標準税率と軽減税率の売上げの混在が想定され、これに対応するためにレジの導入や改修、受発注システム、請求書管理システムなどの改修等が必要になるでしょう。そこでこれらの経費を支出した中小企業・小規模事業者等に対して国がその一部につき補助金を支給する制度、「軽減税率対策補助金」が設けられました。補助金受給には申請が必要ですが、その申請にはA型、B型及びC型の申請類型があります。以下、簡単ですがこれら3つの申請類型を記載します。

■ A型—複数税率対応レジの導入等支援

複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある中小の小売事業者等が使える補助金で、レジ等の種類や複数税率への対応方法によりA-1型からA-6型までの合計6種類の申請方式があります。補助対象はレジ本体のほかに、券売機、レジ付属機器、設置に要する経費などです。補助上限額はレジ1台あたり20万円です。補助率は基本的には費用の3/4ですが、導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合は4/5、タブレット等の汎用端末は1/2となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費を含む）に費用を要する場合には、さらに1台あたり20万円を上限に支援があります。なお、複数台数申請等は1事業者あたり200万円を上限とします。

■ B型—受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等が使える補助金

で、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身が行うかでB-1型とB-2型の2種類の申請方式があります。補助対象は電子的受発注システム等の改修等に要する経費、パッケージ製品・サービスの導入に要する経費などです。補助上限額は発注システムが1,000万円、受注システムが150万円、両方の場合は1,000万円です。補助率は費用の3/4ですが、他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は、初期費用の1/2を対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。

■C型—請求書管理システムの改修等支援

請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある中小事業者等が使える補助金で、指定事業者にシステムの改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品を購入し導入するか、請求書発行の専用事務機器を改修・導入するかでC-1型からC-3型までの3種類の申請方式があります。補助対象は区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費、パッケージ製品の導入に要する経費、対応する事務処理機器の導入経費などです。補助上限額は1事業者あたり150万円（内容に内訳詳細あり）です。補助率は費用の3/4ですが、ハードウェアは1/2です。また、補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアは購入費用の1/2を対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。

■補助金の申請、申請の対象・受付期限について

A型、B-2型及びC型は事後申請、B-1型は事前申請です。また、代理申請協力店制度などの申請書の作成サポートも充実しており、A-2型、A-5型は代理申請を原則、A-4型、A-6型は代理申請を必須、B-1型はシステムベンダー等による代理申請、C-1型、C-3型はシステムベンダー又は代理申請協力店等による代理申請を必須としています。支援対象は2019年9月30日までに導入・改修し、支払いが完了しているものです。申請受付期限は、A型、B-2型及びC型は2019年12月16日までの申請、B-1型は2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請し、事業完了報告書を2019年12月16日までに提出して下さい。

Ⅱ.資金繰りの秘訣について

— 銀行との上手な付き合い方 —

経営者は財務状況に多少の余裕が出てくると、金利の負担がもたないと感じ始め、借入金の繰り上げ返済をしたいと考えることがあります。今回はこの繰り上げ返済について、どのように対応していくべきかを解説します。

■銀行にとってありがたい話か

繰り上げ返済をすれば銀行にお金を早期に返せるので、借りた側としては「銀行にとってありがたい話」と

思ってしまいがちです。しかし貸し手側の銀行はありがたいと思うわけではありません。

融資は契約です。借入額や借入期間、また借入金利など様々な取り決めを交わしたうえで、銀行は融資します。それを踏まえると、契約とは異なる時期の返済は、契約違反とも言えるのです。

そもそも銀行の実入りが減るという問題があります。例えば10年返済の融資なのに2年で繰り上げ返済すると、8年分の利息を銀行は取り損ねてしまうのです。

銀行にとって繰り上げ返済は、最初の契約を変更するという点において、返済金額の減額や返済期間の延長を認めるリスクと変わらないのです。

繰り上げ返済は銀行に迷惑を掛けるわけではないという考えを改める必要があります。

■銀行に配慮して返済

1. 銀行の決算月を避ける

最近が行員ごとの目標設定を廃止する銀行もありますが、一般的に行員は、預金や融資、金融商品に関する達成目標を設定し、数字を追いかけています。その目標の節目となるのが3月と9月の決算期です。そのため、行員にとって最も大事な月である決算月に、繰り上げ返済を持ち掛けるのはなるべく避けるべきです。行員の事情に配慮して対応しないと、信頼関係が崩れてしまいかねません。

2. 定期預金の取り崩しをしない

中小企業の経営者の繰り上げ返済では、積立や定期預金を解約して資金を捻出し、それを元に返済することが多いと思います。

ただ積立や定期預金の解約は担当者の実績が悪くなる行為であり、担当者にとっては好ましいことではありません。ただし、銀行によっては融資先が見つからずに預金が余っていることがあるので、預金の減少がそれほど痛手とはならないこともあります。

3. 新規の短期返済をしない

銀行から融資の提案を受けた際は、それほど資金を必要としていなくても、お付き合いなどの観点から借りることがあります。こうした案件でも、借りてからすぐに返済することはやめましょう。もしそれほど必要ない資金なら、融資を受ける前に「〇月〇日には繰り上げ返済する」という約束をしておくようにしてください。約束もせずに返済依頼をすると、本当に資金が必要な時に担当者から「今度の融資もすぐ返済されてしまうのではないか」と疑念をもたれてしまうことがあるので注意が必要です。

4. 一部繰り上げ返済をしない

大きな仕事が舞い込んで多額の受注代金が入ると、経営者は借入金の一部繰り上げ返済をしたいと考えるものです。しかし一部繰り上げ返済が市民権を得た住宅ローンと違い、法人融資ではそこまで定着していないので、無理に銀行に依頼するのは得策ではありません。

5. 担当者を通さずに窓口返済をしない

「思い立ったら吉日」とばかりに銀行に突然赴き、融資窓口で繰り上げ返済しようとする人がいます。融資担当者はそのような行為を嫌がります。返済の事実をしばらく把握できず、そのことによって上司から「顧客管理がなってない」と指摘される原因になるからです。

繰り上げ返済をしたいのなら、最初は担当者に話した後、上位職者の課長や支店長と交渉するように心掛けましょう。

■繰り上げ返済の落とし穴

複数の金融機関と取引する中小企業経営者は、少額となったサブバンクの借入金について繰り上げ返済し、あえて取引解消を目指すことがあります。取引行を絞った方が資金管理が楽になるという考え方もありますが、金融機関が再編・統合の時期に入ることが予想されているなか、繰り上げ返済をして取引先を減らすのは得策ではありません。ただでさえ金融機関の選択肢が少なくなることを肝に銘じ、取引を考えるべきです。

また経営者が繰り上げ返済で取引を解消してしまうと、新たな融資を受けにくくなるという問題もあります。融資を受けていた間は毎年決算書を提出しますが、取引解消後はその必要がなくなります。そうすると金融機関は、企業の実態をまったくつかめなくなります。数年経って関係が疎遠になった後に企業が融資を受けようとしても、簡単にはいきません。

一度取引を解消したために不信感を抱かれているということもありますが、取引をしていた時のようには会社の実態を知ってくれているわけではないので、銀行としては貸しにくくなるのです。金利負担の軽減など目先のことも大事ですが、将来の取引を見据えた上で、繰り上げ返済を考えなければなりません。



金融庁情報コーナー

■TKCモニタリング情報サービスについて

TKCモニタリング情報サービスとは、関与先企業様からの依頼に基づき、会計事務所が決算書等を電子データで金融機関に提供できるクラウドサービスです。全国の利用企業から、「有利な条件で融資を受けられた」「スピーディーに資金調達できた」など高い評価を受けています。

昨今、税理士法第33条の2の書面添付が金融機関から注目されています。「書面添付に記載される『計算し、整理した主な事項』『顕著な増減事項』は、融資先の経営状態を把握するのに役立つ」と評価する金融機関が増加しています。TKCモニタリング情報サービスは、決算書・申告書・科目内訳書に加え「税理士法第33条の2の書面添付」「中小会計要領チェックリスト」及び株式会社TKCが発行する「データ処理実績証明書」を金融機関に電磁的に送信できます。なお、現在大阪府下での本サービスを採用している金融機関は、池田泉州銀行、関西みらい銀行、大正銀行、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、永和信用金庫、北おおさか信用金庫となります。今後も本サービスを採用する金融機関の増加が見込まれます。

Ⅲ. 中小企業のためのオススメ助成金

——人材確保等支援助成金について——

今年4月から働き方改革関連法が施行され、中小企業においても年次有給休暇の強制付与等は今年度からの

スタートとなり、規模にかかわらず、働き方、働かせ方の改革の必要に迫られています。今回ご紹介する助成金は、働き方改革への取組として時間外労働の削減や年休取得率の向上、設備投資、業務改善に取り組んでおり、人手を補充したいと考えている会社におすすめの今年4月にスタートした新しい助成金です。

■人材確保等支援助成金の概要

本助成金は、働き方改革の取組をしていることが前提で、時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定・勤務間インターバル導入・職場意識改善のいずれかのコース）を受けており、雇用管理改善計画に基づき、新たな従業員を雇用し、雇用管理改善を実施することで、助成金が支給されます。29年度以降に受けた時間外労働等改善助成金（29年度は職場意識改善助成金）が対象で、今年度以降に支給を受けた場合も対象です。計画達成助成と目標達成助成の2段階で助成されます。

対象事業主は、計画書提出前1年を超えて雇用保険被保険者を継続雇用している雇用保険適用事業所で、先の時間外労働等改善助成金を受けており、一定期間会社都合の退職者がいない中小企業です。新たに雇用する対象従業員は、期間の定めがない者またはそれと同等と認められる有期雇用契約者で、社会保険・雇用保険の被保険者であること等です。

助成額は、計画達成助成については、雇用した従業員1人当たり60万円（短時間の従業員40万円）となります。また、目標達成助成については、従業員1人当たり15万円（短時間の従業員10万円）となります。

なお、計画達成助成の上限は10名（他に要件あり）、目標達成助成時の上限は、計画達成助成時の支給人数によります。

手続きの流れは次の通りです。

■事前準備

雇用管理改善計画の内容を検討します。現状、どの部署・業務の人員が不足しているのか、働き方改革に取り組むうえで人員不足となる理由は何かを把握します。そして、その課題を踏まえたうえで、計画期間は1年とし雇入れ人数を計画します。この計画した人数を上限に支給決定が行われるため、人数は可能な限り正確に見込む必要があります。その他、計画期間中の人員配置の変更や人材の確保・定着に役立つ雇用管理改善を検討します。検討結果を雇用管理改善計画書に記入し、必要書類と一緒に本社管轄の労働局に提出します。

■計画の実施

認定された計画に基づき、①新たに対象となる従業員を雇入れ、②計画期間の1年間に雇用管理改善を取り組みます。①については、計画開始日から6カ月以内に対象従業員を雇入れること、1年を超えて雇用すること、計画開始日前と計画期間の末日の翌日を比較して雇用保険被保険者数が増えていること、計画期間の1年を経過する期間の離職率が30%以下であること等が要件です。取組を実施し、計画期間の1年が経過したら計画達成助成の申請ができます。

目標達成助成については、計画開始日前と計画開始日から3年経過日の翌日の雇用保険被保険者数を比較して人員増となっていること、対象従業員の最初の雇入れ日の会計年度の前年度とその3年度後の生産性が6%以上伸びていること、計画期間の2年を経過する期間の離職率が30%以下であること等の要件を達成できた場合に助成金の申請ができます。

■支給申請の提出

それぞれ計画および目標が達成できたら、支給申請書と必要書類を本社管轄の労働局に提出します。提出期限は、計画達成時は計画期間末日の翌日から2カ月以内、目標達成時は計画期間末日の翌日2年経過後の翌日から2カ月以内です。



今月のブックマーク

「ハサップ(HACCP)」という言葉をご存知でしょうか？元はアメリカの宇宙食の食品衛生を管理するために設けられたものです。食の安全についてはここ直近 10～20 年でも様々なニュースがあり、どのような方でも関心のあるテーマだと思います。HACCP 認証協会のページでは、食品衛生管理の重要性や、認証取得の方法などについても書かれています。ぜひご覧ください。

「HACCP 認証協会」

<http://www.th-haccp.com/haccp/>

TFG共栄会・戦略経営セミナーのご案内

10月1日から改正！

「改正消費税実務セミナー」

－ 軽減税率及びその他改正事項の解説！！－

講師：税理士 大谷 彰秀 先生

10月1日の消費税率10%の施行がいよいよ眼前に迫りました。今回は税率上げの他、税率8%の軽減税率制度の導入や請求書等の保存方法をはじめとする様々な改正をわかりやすく解説致します。

日時：令和元年7月1日(月)

受付：午後2時30分より

午後3時00分～5時15分

会場：コンファレンスプラザ大阪御堂筋 K2会議室
(最寄駅 地下鉄御堂筋線「本町駅」1号出口 徒歩3分)

会費：無料

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐

中小企業
必見!

2019年度税制主要改正項目

2019年度の税制改正については、法人税関連では、「生産性革命」のテーマのもと、中小企業向け投資促進税制が一部見直されています。所得税関連では、令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、住宅ローン控除の適用が一定の要件のもと3年間延長されます。資産税関連では、昨年度の法人の特例事業承継税制に引き続き、本年度は個人向け事業承継税制が創設されています。本紙を参考に経営戦略の立案・タックスプランニングにお役立てくださいませ。

■ 法人税制

1. 中堅・中小企業による設備投資等の支援

次の特例等については、2年間適用期限が延長されています。

(1) 租税特別措置法による軽減税率

中小企業者等の所得金額の内、年800万以下の金額に対する法人税の税率を15%(本則19%)とする。

(2) 中小企業経営強化税制

中小企業者等、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は7%の税額控除ができる制度。

(3) 中小企業投資促進税制

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

■ 所得税制

1. 住宅ローン減税の拡充

令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、「消費税率10%が適用される住宅」の取得等を行いかつ、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、住宅ローン減税の控除期間が3年間延長され改正前の10年間から改正後13年間へ拡充されました。

【11年目以降の3年間の各年の控除限度額】

(1) 借入金の年末残高(上限:一般住宅は4千万・認定住宅は5千万)の1%

(2) 建物購入価格(上限上記(1)に同じ)の2/3%(2%÷3年)

※尚、1~10年目までの各年の控除額は改正前の制度と同様です。

■ 資産課税

1. 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の後継者への世代交代を促進するため、現行の事業用の小規模宅地等の特例との選択適用により、10年間の特例措置として相続税と贈与税の納税猶予制度が創設されました。

※令和6年3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出した場合に限ります。

【概要】

(1) 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税が納税猶予されます。

※事業用宅地等の面積は400㎡上限、事業用建物は床面積が800㎡上限

(2) 相続時・生前贈与時いずれにも適用は可能です。

(3) 事業等の継続要件

- ・相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件が有ります。
- ・個人事業者の特性も考慮した緩和措置が設けられています。

※尚、貸付事業(アパート、駐車場等)は、対象外です。

2. 事業用の小規模宅地特例の見直し

相続3年以内に事業の用に供された宅地については、この特例の対象外とされました。

但し、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例の対象とされます。

3. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

受贈者の所得要件の設定や使途の見直し等が行われた上、30歳以上の就学継続には一定の配慮が行われ、適用期限が2年間延長されました。

4. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

贈与年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととした上で、適用期限が2年間延長されました。

5. 民法の改正に伴うもの

(1) 配偶者居住権が創設されたことに伴い配偶者居住権の評価方法等の取扱いが定められました。

※配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の建物について、終身又は一定の期間、無償で使用し続ける権利のことを言います。

(2) 特別寄与料が創設されたことに伴い相続税の課税上の取扱いが定められました。

※特別寄与料とは、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした被相続人の親族が相続人に対して請求できる一定の金銭を言います。

■ その他

(1) 自動車税の税率引下げ(恒久減税)

消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用乗用車に係る自動車税の税率が恒久的に引下げられました。